

年金受給者の皆さまに 平成 23 年分源泉徴収票を送付しました

退職(共済)年金や特例老齢農林年金等、退職・老齢を事由とする年金は、所得税法上雑所得として課税の対象となります。

このため、毎年、年金を受給されている方から、「扶養親族等申告書」を提出いただき、これに基づき税額を計算し、控除していますが、平成 23 年の源泉徴収税額等がプリントされた「平成 23 年分公的年金等の源泉徴収票」を 1 月中旬に送付しました。

なお、遺族(共済)年金・障害(共済)年金は非課税ですので、源泉徴収票は送付いたしません。

◆ 送付される源泉徴収票は 受給権発生日によって異なります

平成 14 年 3 月以前に受給権が発生した退職(共済)年金等を受給されている方は、原則として、①厚生労働省年金局事業企画課長名で発行されたもの②農林漁業団体職員共済組合名で発行されたものに、共済年金(統合時既裁定年金の厚生年金部分)にかかる国からの事務受託終了のお知らせリーフレットを同封し送付しています。

平成 14 年 4 月以後に受給権が発生した特例老齢農林年金を受給されている方は、農林漁業団体職員共済組合名で発行されたものを送付しています。

なお、老齢厚生年金・老齢基礎年金を受給されている方には、これとは別に厚生労働省から送付されます。

◆ 確定申告の際には源泉徴収票の添付が必要です

公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。

この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。

なお、確定申告の際には、今回送付した源泉徴収票の添付が必要となります。

◆ 源泉徴収票の再発行

源泉徴収票が届かない、あるいは紛失された場合には、下記宛に再発行依頼をしてください。

相談センター ☎ 03 - 3219 - 3123
年金支給課 ☎ 03 - 3219 - 3127